



# くらしのフレッシュ便

相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約などの状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

## 「民事訴訟相談センター」を名乗る架空請求ハガキに注意!

### 《相談内容》

公的機関のような団体から、「確認通知書」と書かれたはがきが届いた。「裁判所に訴状が提出されており、連絡をしない場合は、給与や不動産の差し押さえを強制的に行う」といった内容が書いてあった。身に覚えがない。  
(70歳代 女性)



### 《アドバイス》

相談者には、先日から同様の相談が複数寄せられており、本事例は架空請求なので、無視をするよう助言しました。また、今後、こうした身に覚えのない請求が届いても、決して事業者に連絡しないよう付言しました。

### トラブルを防ぐためのポイント

- 公的機関等をかたったハガキや封書の架空請求にご注意ください!  
「法務省管轄支局」や「訴訟通知センター」などから、訴訟関係のハガキや封書を受け取った、という相談が高齢者から多く寄せられています。公的機関をかたり、「訴訟」や「差し押さえ」などの言葉を使って、不安をあおり、料金を請求する悪質な手口に注意してください。
- 身に覚えのない請求は無視をしましょう。  
相手と連絡を取ったために強迫的な請求をされたり、まだ知られていない個人情報を出されてしまう危険があります。また、お金を一旦支払ってしまうと、取り戻すことは困難です。身に覚えがない請求には絶対に連絡をしないようにしましょう。
- 少しでも不安を感じたら、すぐに消費者ホットライン(☎188)にご相談ください。  
相手は様々な手口で連絡を取らせようと消費者の不安をあおります。「利用した覚えはないのに・・・」「おかしいな?」と感じた時はすぐにご相談ください。

生活情報ファイル

## カセットボンベの事故に注意

製造から長期間経過したり、保管環境が悪いカセットボンベを使用すると、ガス漏れが発生する可能性があります。引火による火災やケガを防止するために、次のことに注意してください。



- お持ちのカセットボンベが、製造年月日から長期間経過していないか、確認をしてから使用しましょう。製造時期や購入時期が分からない場合や、金属部に变形やさびがある場合は使用しないようにしましょう。
- カセットボンベは、こんろなどの使用器具から取り外して適切な方法で保管しましょう。また、年に1度は製造時期を確認し、早めに使い切りましょう。

Q 契約の基本ルールについて述べた文のうち、適切なものを選びなさい。

1. お金を支払う前なら契約をやめられる。
2. 口頭で行った契約は成立していない。
3. 契約時に契約書を作成していなければ、契約は成立していない。
4. 契約内容は双方で自由に決めることができる。

【第17回消費者力検定（令和2年度実施）応用コースから】

## くらしのまめちしき

### 自宅にリコール対象製品はありませんか？

リコールとは、何らかの欠陥や事故の発生等により、安全上の問題が生じる可能性がある製品に対し、事業者が回収、修理等の措置を行うことです。毎年、リコールの対象となっていた暖房器具や、パソコン等から出火する火災が、多く発生しています。



消費者庁イラスト集より

#### 実際に起きた事故事例

電気ストーブを使用中に製品から出火し、製品とその周辺を焼損する火災が発生。電気ストーブ内の電子部品であるダイオードが不良品であったことにより、異常発熱し、出火したものと考えられる。事故は製品がリコール対象となってから2年後に発生。

#### 事故を防ぐためのポイント

- リコール情報を知らせるサービスをご利用ください。  
「消費者庁リコール情報サイト」では、製品の分類やキーワードで、リコール対象製品を簡単に検索できます。🔍[消費者庁 リコール情報](#)で検索しましょう。  
また、リコールメールサービスに登録をすると、リコールに関する重要なお知らせや、更新情報、新規登録情報などを受け取ることができます。
- お持ちの製品がリコール対象になったら、すぐに使用を中止してください。  
リコール対象製品を使い続けることは大変危険です。使用を中止し、事業者によるリコールの詳細を確認しましょう。事業者につながらない、問い合わせ先が分からない場合は、消費者ホットライン（☎188）にご相談ください。

「試してみよう、消費者力！第8回解答と解説⇒（正解－4）

支払い前であっても、契約成立後は支払い義務があり、一方的にやめることはできない。契約は、双方の意思表示が合致した時に成立し、原則として口頭でも成立する。契約書は契約の内容を確認するために作成するものであり、法の定めがない限り必須ではない。民法の基本原則として、「契約自由の原則」があり、契約するかどうかを自由に決定することができ、契約の内容も自由に決定することができる。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。